
プロジェクト 企業会計基準諮問会議からの報告**項目 第 55 回企業会計基準諮問会議（2025 年 11 月 17 日開催）に関する報告**

企業会計基準諮問会議議長による報告

1. 2025 年 11 月 17 日に開催された第 55 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）について、下記のとおり報告いたします。

記

テーマ提言について

2. 前回第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）以前に新規のテーマとして提案されたテーマの状況は次のとおりです。

株式報酬に関する会計処理及び開示の取扱いの整備について

第 43 回基準諮問会議（2021 年 11 月 29 日開催）において、新規のテーマとして提案された株式報酬に関する(1)から(3)のテーマについて、(1)に関するテーマ評価を優先して進めることとしていました。

- (1) いわゆる現物出資構成による取引に関する会計基準の開発
- (2) 現金決済型の株式報酬取引に関する会計基準の開発
- (3) インセンティブ報酬に関する包括的な会計基準の開発

(1)のテーマ評価については、現行法の下での対応を模索しましたが、方向性を見出せず評価は未了の状況にあり、これまでの状況を第 44 回基準諮問会議（2022 年 3 月 2 日開催）及び第 475 回企業会計基準委員会（2022 年 3 月 11 日開催）並びに第 45 回基準諮問会議（2022 年 7 月 20 日開催）及び第 484 回企業会計基準委員会（2022 年 8 月 1 日開催）において報告しております。

こうした状況の中、法制審議会では会社法制（株式・株主総会等関係）部会が 2025 年 2 月に設置され、株式の発行の在り方、株主総会の在り方、企業統治の在り方等に関する規律の見直しの要否の検討が 4 月から行われています。株式の発行の在り方に関する規律の見直しについては株式の無償交付の対象範囲の見直しが検討事項の例に掲げられているところであり、これまでの審議の状況や株式の発行の在り方に関する会社法の改正

の動向を見守る必要があること等を踏まえて、本テーマについては取り下げることとされました。

なお、会社法の改正の審議に進捗が見られた際には、必要に応じて再度、テーマ提案がなされる可能性があり、その際には改めて基準諮問会議で検討を行います。

3. 第 54 回基準諮問会議に新規のテーマとして提案されたテーマ（前項のテーマを除く。）の状況は次のとおりです。

のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

第 54 回基準諮問会議（2025 年 7 月 11 日開催）では、経済同友会他 12 団体、スタートアップ有志 35 社及び企業経営者有志 138 名¹から次の改正が提案されました。

- (1) のれんの非償却の導入（選択制）
- (2) のれん償却費の計上区分変更

本件については、2025 年 11 月に開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、また貴委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることを貴委員会に依頼することとされました。当該依頼はテーマ提言に関する判断や評価を貴委員会に依頼するものではなく、当該判断や評価は基準諮問会議において行うこととされています。

第 55 回基準諮問会議では、それまでに貴委員会において公聴会の形式で行われた意見聴取について貴委員会から報告を受けました。この報告を受けて、意見聴取の状況や内容に関して、基準諮問会議委員から現時点での感触等を聴取しました。また、今後の進め方として、以下の点について意見交換を行いました。

- ① 公聴会の実施範囲の充分性
- ② 追加の情報収集に関する範囲
- ③ 次回の基準諮問会議の進め方

4. 以上の議論に関して基準諮問会議において聞かれた意見については口頭で報告します。

¹ 提案者の一覧については審議事項(1)参考資料 2 の別紙 1 から別紙 3 を参照のこと。

企業会計基準委員会の活動状況について

5. 貴委員会の最近の活動状況について、ご説明いただいた上で質疑応答を行いました。基準諮問会議において聞かれた意見については口頭で報告します。貴委員会の活動のご参考としてください。

以 上